

令和6年度研修実施計画（案）

裁判所職員総合研修所

目 次

第1 研修	1
1 中央研修	1
2 高裁委嘱研修	7
3 各庁委嘱研修	9
4 研究	10
5 委託研修	11
6 自庁研修	11
第2 協議会	11
第3 養成	12
1 裁判所書記官養成課程	12
2 家庭裁判所調査官養成課程	12

※期間は、休日を除く実日数を記載している。

※このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

※リモートにより実施予定の研修は、実施時期に「(リモート)」と記載している。

第1 研修

1 中央研修

(1) 業務内容に応じた専門性・能力の向上等を目的とした研修
 ア 裁判事務に関するもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
1	家事実務研究会 ※司研合同	家事事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	6. 11. 6(水) ～11. 8(金) (リモート)	3日	約 100	家裁で家事事件を担当する書記官、家裁調査官
2	少年実務研究会 ※司研合同	少年事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	6. 9. 11(水) ～ 9. 13(金) (リモート)	3日	約 100	家裁で少年事件を担当する書記官、家裁調査官
3	民事実務研究会 ※司研合同を検討中	民事事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	6. 6. 17(月) ～ 6. 18(火) (リモート)	2日	約50	高・地・簡裁で民事事件を担当する書記官
	第1回 ※司研合同			6. 10. 7(月) (リモート)	1日	約50	
	第2回			6. 12. 6(金) (リモート)	1日	約50	
	第3回 ※司研合同を検討中			7. 2. 21(金) (リモート)	1日	約50	
4	刑事実務研究会 ※司研合同	刑事案件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	6. 6. 17(月) ～ 6. 18(火) (リモート)	2日	約60	高・地・簡裁で刑事事件を担当する書記官
5	家事特別研究会 ※司研合同	後見関係事件等の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	6. 10. 2(水) ～10. 3(木) (リモート)	2日	約50	家裁で後見関係事件を担当する書記官

番号	名 称		目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
6	家庭裁判所調査官特別研修	第1回	行動科学等の更なる専門性の獲得及び深化を図り、現場の調査事務の質向上に寄与させ、的確な調査事務を追求する能力の発展を図る。	裁判所職員総合研修所	6. 10. 15(火) ～10. 17(木) (リモート)	3日	約50	家庭裁判所調査官実務研修又は令和3年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
		第2回			6. 11. 27(水) ～11. 29(金)	3日	約40	
		第3回			7. 1. 22(水) ～ 1. 24(金)	3日	約40	
7	家庭裁判所調査官応用研修		専門的知識及び技能を応用して、複雑困難な事件についても円滑な調査事務の遂行を確保できる能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	6. 7. 2(火) ～ 7. 5(金)	4日	未定	家裁調査官任官後、3年以上経過した者のうち家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了していないもの
8	速記官中央研修		裁判所が当面する諸問題に関する理解を更に深めさせるとともに、裁判部の一員としての職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	6. 6. 26(水) ～ 6. 27(木)	2日	約20	速記官（速記管理官及び速記副管理官を除く。）
9	総括執行官研究会		総括執行官の職務等について知識を付与するとともに、研究、討議等を行うことにより、総括執行官の役割や執行官室の運営等についての認識を深めさせ、総括執行官としての識見をかん養する。	裁判所職員総合研修所	6. 7. 2(火) ～ 7. 4(木) (※リモートの可能性あり)	3日	約20	総括執行官
10	執行官実務研究会		社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身につけるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力を養う。	裁判所職員総合研修所	7. 2. 26(水) ～ 2. 28(金) (※リモートの可能性あり)	3日	未定	執行官
11	新任執行官研修		職務遂行に必要な知識を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	6. 5. 21(火) ～ 5. 24(金)	4日	未定	令和5年4月2日以後に執行官に任命された者又は執行官事務取扱書記官に指定された者

イ 事務局事務に関するもの

(ア)管理職員及び中間管理職員を対象者とするもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者	
12	研修指導研究会	第1回	高裁委嘱研修、各庁委嘱研修及び自庁研修の指導者を養成する。	裁判所職員総合研修所	6. 5. 29(水) ～ 5. 31(金)	3日	約40	次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、主任家裁調査官、総括企画官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、専門官
		第2回			6. 12. 2(月) ～12. 4(水) (リモート)	3日	約50	

(イ)中間管理職員を対象者とするもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者	
13	実務指導研究会	民事	書記官ブラッシュアップ研修の指導者を養成する。	裁判所職員総合研修所	①6. 5. 9(木) (リモート) ②6. 5. 15(水)	2日	約50	書記官ブラッシュアップ研修の講師となる予定の者
		刑事			①6. 5. 9(木) (リモート) ②6. 5. 16(木)	2日	約50	
		家事			①6. 5. 9(木) (リモート) ②6. 5. 16(木)	2日	約40	
14	情報セキュリティ研修	各庁において、情報セキュリティインシデント対応の責任者や職員の情報セキュリティリテラシー向上の旗振り役を担う管理職員に対し、専門知識や最新の知見を習得させる。また、事例検討などを通じて、実際に情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図り、情報セキュリティ事項を未然に防止するための方策の立案・実施に向けて考える力を身に付けさせる。	裁判所職員総合研修所	6. 11. 20(水) (リモート)	1日	約60 ～80	の事務を補助する者（管理職以上の者）	

(ウ)管理職員以外の職員を対象者とするもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
15	係長等 (総務担当) 研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	①6. 9. 25(水) (リモート) ②6. 10. 3(木) ～10. 4(金)	3日	約50	高・地・家裁本庁の総務事務を担当する係長、専門職

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
16	係 長 等 (人 事 担 当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	6. 10. 15(火) ～10. 17(木)	3 日	約70	高・地・家裁本庁の人事事務を担当する係長、専門職
17	係 長 等 (会 計 担 当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	①6. 11. 12(火) ～11. 13(水) (リモート) ②6. 11. 18(月) ～11. 19(火)	4 日	約60	高・地・家裁本庁の会計事務を担当する係長、専門職又は営繕専門職(最高裁を含む。)
18	研 修 事 務 担 当 者 研 修	研修の企画、実施等に必要な知識及び技能を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図り、もって高裁委嘱研修、各庁委嘱研修及び自庁研修の充実を図る。	裁判所職員総合研修所	6. 6. 12(水) ～ 6. 13(木)	2 日	約40	研修事務を担当する高・地・家裁の係長、専門職、主任
19	情 報 处 理 研 修	第1回 情報化の推進に向けて、職員全体のレベルアップを図るために指導的役割を果たす者を広く養成する。 第2回	裁判所職員総合研修所	6. 9. 19(木) (リモート) 6. 9. 20(金) (リモート)	各 1 日	約100 約100	情報化の推進に指導的役割を果たすことが期待される行(一)職員(家裁調査官を除く。)

ウ 管理業務に関するもの

(ア)管理職員を対象者とするもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
20	首 席 書 記 官 研 究 会	第1回 首席書記官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。 第2回	裁判所職員総合研修所	6. 9. 17(火) (リモート) 6. 9. 30(月)	1 日 1 日	約150 約30	地・家・簡裁の首席書記官(全員) 地・家・簡裁の首席書記官
21	首 席 家庭裁判所 調 查 官 研 究 会	第1回 首席家裁調査官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。 第2回	裁判所職員総合研修所	6. 9. 2(月) ～ 9. 3(火) (リモート) ①6. 9. 17(火) (リモート) ②6. 11. 12(火) ～11. 13(水)	2 日 3 日	8 約50	高裁所在地の首席家裁調査官 首席家裁調査官(全員)
22	事 務 局 長 研 究 会	第1回 事務局長として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。 第2回	裁判所職員総合研修所	①6. 9. 17(火) (リモート) ②7. 1. 31(金) (リモート) 7. 2. 14(金)	2 日 1 日	約100 約24	地・家裁の事務局長(全員) 地・家裁の事務局長

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
23	管理者研究会 (組織運営) ※司研合同	支部運営を始めとする組織運営に関する研究及び討議を行うことにより、幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図る。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	①6. 5. 21(火) (リモート) ②6. 6. 6(木) ～ 6. 7(金)	3日	未定	次席書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官(次席家裁調査官の経験がある者)、次長
24	次席書記官研究会	次席書記官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	①6. 7. 9(火) (リモート) ②6. 11. 26(火) (リモート)	2日	未定	地・家・簡裁の次席書記官(地裁の次席書記官の併任を受けている簡裁の首席書記官を含む。)
25	次 席 家庭裁判所調査官等 研 究 会	次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	①6. 9. 9(月) (リモート) ②6. 9. 19(木) ～ 9. 20(金) (リモート)	3日	未定	次席家裁調査官、総括主任家裁調査官
26	管理者研究会	幹部職員として、その職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させるとともに、当面する諸問題の研究及び討議を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	①6. 4. 16(火) ～ 4. 18(木) (リモート) ②6. 4. 22(月) ～ 4. 23(火)	5日	未定	新たに局長(高裁を除く。)、次長、事務部長、首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、首席家裁調査官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、首席技官(最高裁)、次席技官(最高裁)等に任命された者

(イ) 中間管理職員を対象者とするもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
27	中間管理者研修 I	第1回	裁判所職員総合研修所	①6. 9. 5(木) ～ 9. 6(金) (リモート) ②6. 10. 8(火) ～10. 9(水)	約80 各 4 日 約80 約80	昇任後おおむね7年未満の主任書記官若しくは主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長補佐、専門官、班長又は主任技官の職にある者	
		第2回		①6. 9. 5(木) ～ 9. 6(金) (リモート) ②6. 10. 10(木) ～10. 11(金)			
		第3回		①7. 1. 15(水) ～ 1. 16(木) (リモート) ②7. 2. 4(火) ～ 2. 5(水)			
		第4回		①7. 1. 15(水) ～ 1. 16(木) (リモート) ②7. 2. 6(木) ～ 2. 7(金)			
28	中間管理者研修 II	第1回	裁判所職員総合研修所	①6. 10. 22(火) (リモート) ②6. 10. 24(木) ～10. 25(金)	各 3 日	未定	訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、課長、文書企画官、企画官、首席技官、営繕企画官（最高裁）又は昇任後おおむね7年以上経過した主任書記官若しくは主任家裁調査官の職にある者
		第2回		①6. 10. 22(火) (リモート) ②6. 10. 28(月) ～10. 29(火)			
29	主任家庭裁判所調査官研修	主任家裁調査官として必要な指導監督能力の向上及び管理者意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	6. 6. 24(月) ～ 6. 26(水) (リモート)	3 日	未定	主任家裁調査官

(2) 階層に応じた資質・能力の向上等を目的とした研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
30	総合職採用職員初任研修	将来の幹部職員の候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	6. 4. 4(木) ～ 4. 8(月)	3 日	未定	令和5年度裁判所職員採用総合職試験の合格者で、新たに採用されたもの

(3) その他

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
31	C A 研修 実務試験	前期研修	裁判所職員総合研修所	6. 6.24(月) ～ 7.12(金)	15日	未定	裁判所書記官任用試験の第2次試験に合格した者
		実務研修	実務研修実施庁	6. 7.16(火) ～ 8.16(金)	23日		
		後期研修	裁判所職員総合研修所	6. 8.19(月) ～ 9. 6(金)	15日		

2 高裁委嘱研修

(1) 業務内容に応じた専門性・能力の向上等を目的とした研修

ア 裁判事務に関するもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
32	書記官 ブラッシュアップ 研修	中堅書記官に求められる思考力・表現力等を執務で十分に発揮できるよう、基本的資質・能力を磨き、執務の質の向上につなげる契機とする。	裁判所職員総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所等	7月から9月 までの間で実施機関が適宜 決 定	5日	未定	書記官任用資格取得後5年以上の者(中間管理者以上の者を除く。)
33	家庭裁判所調査官 実務研究会	家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、調査実務の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所等	実施機関が 適宜決定	3日	未定	主任家裁調査官、家裁調査官

イ 事務局事務に関するもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
34	次席 家庭裁判所調査官等 実務研究会	高等裁判所で実施する委嘱研修及び高裁ブロック研修の運営等について研究及び討議を行うことにより、研修等の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所等	実施機関が 適宜決定	1日	未定	次席家裁調査官、総括主任家裁調査官

ウ 裁判事務及び事務局事務に関するもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
35	事務官専門研修	総務、人事、会計及び裁判部の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識及び技能を付与することにより、中核的役割を果たしている事務官の執務能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所等	実施機関が 適宜決定	2～3日	未定	採用後7年以上の行(一)事務官(専門官以上の職にある者を除く。)又は常締専門職(最高裁を含む。)

工 管理業務に関するもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
36	新任中間管理者研修	職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	5日※1	未定	新たに主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、首席技官、班長(最高裁)、主任技官(最高裁を含む。)、地裁本庁所在地にある検審局長等に任命された者

(2) 階層に応じた資質・能力の向上等を目的とした研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
37	新任係長研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより係長としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	3日※1	未定	新たに係長に任命された者又は営繕専門職(最高裁を含む。)
38	新任主任・調査員研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより、主任・調査員としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	3日※1	未定	新たに主任・調査員に任命された事務官及びそれと同等の者又は営繕専門職
39	ジャンプアップ研修	職務での問題点の発見と改善等について研究及び討議を行うことにより、仕事の進め方にに関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	3日※1	未定	採用後7年以上10年未満の行 (一)事務官(係長、専門職以上の職にある者及び書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者を除く。)、行(一)技官
40	ステップアップ研修	本格的なジョブローテーションが始まる前にその意義を理解させ、動機付けを行うとともに、職務遂行能力の向上を図り、事務局事務等の一般的な知識を付与する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定※2	3日※1	未定	採用3年目の行 (一)事務官、行(一)技官

※1 実施機関がその実情に応じて短縮することも可とする。

※2 実施機関がその実情に応じて適宜決定することも可とする。

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
41	事務官法律研修	通信研修及び面接研修を通じて基礎的な法医学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所等	通信研修 実施機関が 適宜決定	9~ 11日	未定	採用後1年以上の行(一)事務官(書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者、総合職(I種、上級)試験合格者等を除く。)
42	新採用職員研修	国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに裁判所職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所職員にふさわしい心構えをかん養する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所等	実施機関が 適宜決定	4日	未定	新たに採用された職員(総合職採用職員を除く。)

(3) その他

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
43	トータルキャリア研修	高年齢層の職員が、定年引上げ後も引き続きその能力・経験を十分に生かして職務を遂行できるよう、意識啓発を行い、今後の自分の職務について考える契機とする。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所等	実施機関が 適宜決定	1日	未定	当該年度中に56歳に達する職員(医(一)職員を除く。)

3 各庁委嘱研修

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
44	フォローアップセミナー	裁判所職員として必要な基礎的知識を確認させ、幅広い視野で職務を遂行する姿勢をかん養する。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	①2月から3月までの間で 実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、 実施機関が適宜決定	3日 ※1	未定	採用後1年程度を経過した行(一)事務官、行(一)技官
45	フレッシュユースミナー	職員として当面必要な知識を付与し、職場への円滑な定着を図る。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	採用後勤務初日及び2日目	2日 ※1	未定	新たに採用された職員

※1 実施機関がその実情に応じて短縮することも可とする。

4 研究

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
46	合 同 実 務 研 究	異なる職種の職員に裁判所の職種間の連携、協働に関する研究を共同してさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	研究員が所属する裁判所	6. 9 ～ 7. 3	7月	未定	書記官、家裁調査官等
47	書 記 官 実 務 研 究	書記官実務における諸問題について、体系的かつ実証的な研究をさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	裁判所職員総合研修所	6. 4 ～ 7. 3	1年	2	書記官
48	家庭裁判所調査官実務研究 (指定研究)	家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	研究員が所属する家庭裁判所及び裁判所職員総合研修所	6. 4 ～ 7. 3	1年	6	家庭裁判所調査官実務研修又は令和3年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (個 人 及 び 共 同 研 究)		研究員が所属する家庭裁判所	6. 7 ～ 7. 3	8月	未定	(個人研究) 家庭裁判所調査官実務研修又は令和5年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者 (共同研究) 家裁調査官
49	家庭裁判所調査官関係機関特別研究 (家事及び少年関係機関についての研究)	関係機関における業務の実際にに関する研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	派遣先関係機関及び研究員が所属する家庭裁判所	6. 7 ～ 7. 3	8月	未定	家庭裁判所調査官実務研修又は令和5年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (心身の鑑別についての研究)		矯正研修所及び研究員が所属する家庭裁判所	7. 2 ～ 3	1月	3	家庭裁判所調査官実務研修又は令和3年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (更生保護についての研究)		法務総合研究所及び研究員が所属する家庭裁判所	7. 2 ～ 3	1月	3	家庭裁判所調査官実務研修又は令和5年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者

5 委託研修

番号	委託庁	名 称	人員
50	人 事 院	行政研修（課長補佐級）	未定
51	財 務 省	会計事務職員研修	未定
52		会計事務職員契約管理研修	
53		予算編成支援システム研修	
54		予算担当職員初任者研修	
55		決算書作成システム研修	
56		会計監査事務職員研修	
57	国 税 庁	税務大学校本科特別研修	未定
58	デ ジ タ ル 庁	情報システム統一研修	未定

6 自序研修

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
59	高裁ブロック研修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。		実施機関が適宜決定			高裁管内に勤務する職員
60	自 序 研 修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。		実施機関が適宜決定			最高裁、高地家簡裁に勤務する職員

第2 協議会

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
61	研修計画協議会	研修実施計画及び研修運営上の諸問題について協議する。	裁判所職員総合研修所	7. 1. 9(木) (リモート)	1 日	約30	高裁の次長、首席書記官、高裁所在地の首席家裁調査官（全員）

第3 養成

1 裁判所書記官養成課程

番号	部	期	実施時期等	期間	人員	対象者
62	第一 部	21 期	6. 4. 1(月) 入所 4. 1(月)~ 予修期修習 5. 7(火) 入所式 5. 7(火)~ 第1期研修 7. 16(火)~ 実務修習 10. 1(火)~ 第2期研修 7. 3. 25(火) 修了	1年	未定	第一部入所試験合格者で、最高裁が指名したもの
63	第二 部	第 20 期 (2年生)	5. 4. 1(土) 入所 4. 3(月)~ 予修期修習 5. 8(月) 入所式 5. 8(月)~ 裁判事務修習 10. 16(月)~ 第1期研修 6. 4. 1(月)~ 第2期研修 7. 16(火)~ 実務修習 10. 1(火)~ 第3期研修 7. 3. 25(火) 修了	2年	93	第二部入所試験合格者で、最高裁が指名したもの
		第 21 期 (1年生)	6. 4. 1(月) 入所 4. 1(月)~ 予修期修習 5. 7(火) 入所式 5. 7(火)~ 裁判事務修習 10. 15(火)~ 第1期研修 7. 4. 1(火)~ 第2期研修 7. 下旬 ~ 実務修習 10. 上旬 ~ 第3期研修 8. 3. 下旬 修了	2年	未定	

2 家庭裁判所調査官養成課程

番号	期	実施時期等	期間	人員	対象者
64	第 20 期	5. 4. 1(土) 入所 4. 3(月)~ 実務修習（予修期） 5. 8(月) 入所式 5. 8(月)~ 前期合同研修 7. 18(火)~ 実務修習 6. 9. 17(火)~ 後期合同研修 7. 3. 25(火) 修了	2年	53	令和5年度採用の家裁調査官補で、最高裁が指名したもの
65	第 21 期	6. 4. 1(月) 入所 4. 1(月)~ 実務修習（予修期） (4. 4~8を除く。) 5. 7(火) 入所式 5. 7(火)~ 前期合同研修 7. 16(火)~ 実務修習 7. 9. 中旬 ~ 後期合同研修 8. 3. 下旬 修了	2年	未定	令和6年度採用の家裁調査官補で、最高裁が指名したもの